

看護小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型事業所）の指定について（案）

<指定申請事業者情報>

指定を受けようとする 地域密着型サービスの種類		看護小規模多機能型居宅介護
申請者	名称	株式会社パール・ライフ
	主たる事務所の所在地	新潟市北区朝日町4丁目6番7号 <small>あさひまち</small>
	代表者の職名・氏名	代表取締役 本間 健一 <small>ほんま けんいち</small>
事業所	名称	看護小規模多機能型居宅介護ケアプラザかやまサテライト
	所在地	新潟市北区嘉山2169番地1
	管理者	藤澤 泰子 <small>ふじさわ たいこ</small>
	定員	登録定員：18人 通いの定員：12人 宿泊の定員：6人
	通常の事業の実施地域	新潟市北区 江南区 東区

※サテライト型事業所とは、「本体事業所と密接な連携を確保しつつ、本体事業所とは別の場所で運営される看護小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。

<事業者指定を行う方針>

指定（案）	上記の事業所について指定の申請があったため、介護保険法の規定に基づき、指定を行うことを提案します。
提案理由	看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施を行うため。
指定の根拠	<p>(1) 地域密着型サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスの種類及び地域密着型サービス事業を行う事業所ごとに行う。</p> <p>(介護保険法（以下「法」という。）第78条の2第1項）</p> <p>(2) 指定を行うにあたり、法及び「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（以下「基準条例」という。）により規定された人員、設備及び運営に関する基準を満たしている。</p> <p>(法第78条の4第1項及び第2項、基準条例第89号)</p>
指定予定年月日	令和3年1月1日

＜指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等＞

基準	指定に係る審査項目	申請内容	審査結果
1 人員に関する基準	(1) 従業者の員数		
	① 介護従業者		
	ア 介護従業者のうち、常勤換算方法で1.0以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）であること。	看護職員は、常勤換算方法で1.33配置している。	○
	イ 【夜間及び深夜の時間帯以外】 ・常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（3：1）及び訪問サービスの提供に当たる者を2名以上配置すること。	日中の生活時間帯（午前6時00分～午後8時00分）に、常勤換算方法で3：1.97の配置である。また、提供日ごとに訪問サービスの提供に当たる者を2名以上配置している。	○
	オ 【夜間及び深夜の時間帯】 ・夜勤者1名と宿直者1名の合計2名が確保されていること。（本体事業所との兼務等により宿直職員を置かないことができる。）	夜間及び深夜の時間帯（午後8時00分～午前6時00分）に、各1人ずつの介護従業者が確保されている。	○
	② 介護支援専門員		
	厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践研修等及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）を修了している介護支援専門員であること。	認知症介護実践研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した介護支援専門員である。	○
	(2) 管理者		
	① 常勤であり、かつ、原則として専ら管理職務に従事する者であること。（管理業務に支障がない場合は他の職種を兼務可。）	常勤であり、本体事業所の管理者と介護従業者（看護職員）を兼務する者である。	○
	② 以下のいずれかの者であること		
	ア 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有し、厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践研修等及び認知症対応型サービス事業管理者研修等）を修了している者であること。	/	/
イ 保健師又は看護師であること。	看護師である。	○	

	(3) 代表者	① 以下のいずれかの者であること。		
		ア 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として、認知症高齢者の介護に従事した経験、又は保健医療サービス、福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であり、かつ厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修等）を修了している者であること。	福祉サービスの経営に携わった経験を14年以上有し、かつ認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している者である。	○
		イ 保健師又は看護師であること。		
設備に関する基準	(1) 設備及び備品等	① 登録定員は、18人以下であること。		登録定員は18人である。 ○
		② 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えてあること。		宿泊室、食堂、台所など利用者が日常生活を営む上で必要な設備及び非常災害に際して必要な設備が設けられている。 ○
		③ 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。		通い定員12人に対して、42.14㎡を確保している。 ○
		④ 宿泊室		
		ア 一の宿泊室の定員は、1人であること。	定員1人の宿泊室を6室有している。	○
		イ 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上であること。	実測により宿泊室の床面積は、9.00～10.15㎡である。	○
		ウ 個室（上記のア及びイを満たす宿泊室）以外の宿泊室を設ける場合は、プライバシーが確保されたものであること。		
	⑤ 事業所の立地については、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。		事業所は住宅地の中にあることを確認した。 ○	
運営に関する基準	(1) 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてあること。		
		① 事業の目的及び運営の方針	事業所の運営規程により、左記の①～⑩の項目が規定されていることを確認した。	○
		② 従業者の職種、員数及び職務の内容		
		③ 営業日及び営業時間		
		④ 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員		
		⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額		
		⑥ 通常の事業の実施地域		
		⑦ サービスの利用に当たっての留意事項		

	⑧ 緊急時等における対応方法		
	⑨ 非常災害対策		
	⑩ その他運営に関する重要事項		
(2)	勤務体制の確保等 従業員の勤務の体制を定めてあること。	従業員の勤務体制及び雇用について、勤務形態一覧表等により確認した。	○
(3)	協力医療機関等		
	① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあること。	書面により、「豊栄病院」との協力体制が整備されていることを確認した。	○
	② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。	書面により、「豊栄病院」との協力体制が整備されていることを確認した。	○
	③ サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携及び支援の体制を整えておくこと。	書面により、「特別養護老人ホームながうらの郷」と緊急時等における連携及び支援の体制が整備されていることを確認した。	○
(4)	地域との連携等 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置してあること。	運営推進会議の構成員は、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、当該事業について知見を有する者が決定している。 利用者とその家族については、開設後に決定予定。	○
(5)	掲 示 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	運営規程や介護従業員の勤務体制の概要及び重要事項等が入口付近に掲示されていることを確認した。	○
(6)	苦情処理 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置が講じられていること。	利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口を設置し、苦情及び相談を受け付ける体制が整備されている。	○
(7)	事故発生時の対応 事業者は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償が速やかに行える措置を講じておくこと。	損害賠償保険に加入していることを確認した。	○

次のいずれかに該当するときは指定をしてはならない。

(法第78条の2第4項、基準条例)

- (1) 法人でない
- (2) 人員基準が未達
- (3) 設備・運営基準に従った適正な運営ができないと認められる
- (4) 事業所が市町村の区域外にあり、その市町村長の同意を得ていない
- (5) 禁固以上の刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで
- (6) 介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律により罰金刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで
- (7) 労働法規により罰金の刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで
- (8) 社会保険料等について滞納処分を受け、引き続き滞納している
- (9) 指定取消要件(第78条の10)の(2)～(5)以外により指定を取消され、5年を経過していない(組織的関与が認められない場合を除く)
- (10) 申請者と密接な関係を有する者が、法78条の10(2)～(5)以外の指定取消要件により指定を取消され、5年を経過していない(組織的関与が認められない場合を除く)
- (11) 指定取消要件(2)～(5)以外による取消処分の通知日から処分日等までの間に事業廃止の届出または指定の辞退を行い、5年を経過していない
- (12) (11)の期間内に、事業の廃止の届出等があった場合、(11)の処分の通知日前60日以内に役員等であり、廃止の届出等から、5年を経過していない
- (13) 申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした
- (14) 役員等のうち、次に該当する者がある
 - ①禁錮以上の刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある
 - ②前記(6)～(8)、(12)または(13)に該当
 - ③第78条の10(2)～(5)以外で指定取消となった法人(または前記(11)の法人)の、処分通知日前60日以内の役員等で、取消日(または届出・辞退の日)から5年を経過していない

申請者及び法人の役員(事業所の管理者を含む。)が、法第78条の2第4項各号に該当しない者であることを書面により誓約している。

○